

## 1967年度第41回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1967年度2月6日第41回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである

1 番	伊保清安	2 番	天久盛雄
3 番	石川真敏	4 番	渡邊喜庸
5 番	宮里敏行	6 番	瑞々吉朝
7 番	比嘉盛栄	8 番	又吉正弘
9 番	棚原憲信	10 番	稲嶺正康
11 番	安次富盛信	12 番	文川昇
13 番	知名朝司	14 番	崎岡正男
15 番	仲村春仁	16 番	武島行男
17 番	佐喜真弘	18 番	比嘉義定
19 番	宮城盛昌	20 番	伊佐徳次郎
21 番	仲村盛光	22 番	古波藏清次郎

3 不応招議員はなし

4 出席議員は応招議員と同じである。

5 欠席議員はなし

6 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。  
市 長 島袋全一 助 役 沢山安一  
都 計 課 長 島村善幸 土 林 課 長 島袋善信

ア 議事事務局職員の出席者は次のとおりである  
事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

イ 議事日程は次のとおりである

諸般の報告

- 日程第1 会期の決定について
- 〃 2 会議録署名議員の指名について
- 〃 3 諮問第1号 埋立問題(第1号工区免許取得)について



議長 出席20名欠席2名であります。市町村自治法の第53条の規定によりまして議会は成立いたしました。よって又今より第41回並野湾市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
(午後2時4分)

議長 暫く休憩いたします(2時4分)

議長 再開いたします(2時20分)  
日程第1会期の決定についてお諮りいたします。休憩中に御相談申し上げましたように2月6日1日としたと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので2月6日1日と決定いたします。

議長 日程第2の会議録署名議員の指名についてお諮りいたします。議長指名してよろしゅうございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので議長が指名

いたします。7番の比嘉君、16番の武島君にお願い致します。

議長 次は日程第3 諮問第1号 埋立向題(第1.2工区免許取得)についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読させます。

議長 暫く休憩いたします(2時21分)

議長 再開いたします(2時22分)  
本諮問第1号に対する理事者の説明を求めます。

助役 諮問の内容について市説明申し上げます。本市の公有水面埋立につきましては、去った1964年の11月14日に本市の全地先=公有水面の埋立免許申請を提出しまして、既に2年4ヶ月を経過しております。この埋立につきまして色々企画をしながら既に数年たつてゐる筈であります。これが今日まで政府の認可が免許交付がありません。この免許の交付につきましては、今日まで常に政府と折衝を続けて来た筈でありますけれども今日までその免許がなされなかったと主な理由は大体政府の考へ方が笠野港市はそれだけの埋立をするには、



即談 それを裏付ける如の具体的計画性  
 とそれから資金の裏付けが乏しいの  
 で全面的な免許申請は非常に困  
 ると出来るだけ逐次ノエ区ずつ仕  
 事を進めて行って逐次免許を獲得  
 すべきでなしかと、こういう政府の  
 見解であった訳でありますか、こ  
 の度ニ水が去った1964年9月に  
 本市に対しまして、いわゆる第1工区  
 の伊佐浜の地先について、政府が  
 埋立をしたいとこのことに対する諮  
 問に対しまして、本会議がこれを可  
 として答申いたしました、既にそこ  
 に対しまして、35,500坪に対して政  
 府が免許を獲得した地域がござ  
 いますか、この免許を獲得した地域  
 を政府自身では埋立せずに琉球  
 土地住宅公社に埋立をさせまして  
 そしてそこに下水道公社の浄化槽  
 を造りたいとそしてその期限が今  
 年の11月末までにこれを完了しなけ  
 りやいかないと、うようなことで早急  
 にこの免許の交付をしたいとこのこと  
 について、政府から度々意見を求  
 められて、これについて再三折衝を  
 続けて来た訳でありますか、この問  
 題と関連しまして、色々この問題に  
 つきましても市自身でやるべきであ  
 ると、うような意見も沢山あった訳で

助 發 ありますか、何し5ヶ月という期限に  
 しばらわしまして、これについては譲承す  
 る外ないということになりまして、こ  
 れの決定が数回の話し合ひによつて  
 近くこれを琉球政府から土地住宅  
 公社に免許を交付する段階に至  
 った訳であります。その時に政府から  
 去つた2月3日に呼ばれてまして、この  
 免許交付と同時に宜野湾市に対し  
 ても第1工区とその残り合の免許を  
 交付したか」ということでありまして  
 それについては市からの意思を表明  
 してもらつた」ということを求められ  
 た訳であります。11月中旬1工区が  
 け免許を取るためには、交付した  
 人だが、それを取るためには、全面  
 免許申請を出して11月ので1工区  
 と11月のことになれば、市の方から意思  
 を表明してもらわなければいけません  
 11月要求を受けた訳であります。  
 これにつきまして、本市の従来の線と  
 あくまでも堅持しまして、全面交付  
 を政府当局と何回か折衝を繰り返  
 してある訳でありますけれども、政府  
 の見解は既に先づ申し上げたよ  
 うな見解を持ってありまして、どう  
 してもこの全面交付については現在  
 の如く、非常に見通しがたつません  
 ので、1工区だけということになりま



助役 すと、あまりにも面積が小さ過ぎ  
 まして、従つましてそこを埋立する  
 につきましては、客土以外に工事の  
 施行方法が考へられたいと、本市の  
 場合これを客土と云ふことに限定  
 した場合には採土する如き非  
 常に市内には近くにはなし、非常に  
 コスト高になると云ふことを主張し  
 して、本市の埋立については、常識的  
 に考へても海からの浚渫船による埋  
 立が一番経済的になると云ふこと  
 は、素人でも分ると云ふことで随分  
 主張いたしました。それならば「工区  
 までは一緒に交付してもいいんだ  
 と云ふふうな副市長のこの大體の話  
 し合ひがつきまして、我々もこれを  
 諒承するをやむ所之なかつた訣であ  
 ります。そこで市としましては、この  
 工区だけの今回免許を獲得した  
 らと、さういふ意思表示を政府にし  
 たと思ひまして、本日議会に諮  
 問を致してある訣であります。以上  
 であります。

議長 質疑に入ります前に一応本諮問に  
 対しまして、特別委員会からの意見書  
 が添付されておりますので6日内に  
 わたつて特別委員会が関かかれてありま  
 すのでその経過は中間報告を先ず

特別委員長さんにお頼りしたと思  
います。

特別委員  
試問詳見

特別委員会を構成しまして、今日まで  
の大体のありましを御報告申し上げ  
ます。構成されて最初に12月9  
日に委員会を招集いたしました。今  
後の進め方について一応話し合  
いをしまして、実質的な委員会活動  
に入りましたのが、1月9日です。12月  
11日に先ず最初に一応委員会が  
構成された以上は本市の埋立のマス  
タープランとどうのふうにとらえて  
あるかというふうに入りました。そ  
して午後に現場調査、そして又向  
題になってあります所の、中ゆり、  
伊佐浜の地先、即ち既に政府が  
免許を取得された地域と又向  
題になってあります所の、尿  
処理場の位置と云ったような面を  
実際に現地に伺って調査すること  
が肝心だ、という款で11日は  
午後はそう云った面の実  
質的な調査を終えてあります。そ  
で明けて12日です。12日は  
私、それから市長、助役、それから  
関係課長揃って、行政の  
方へのこと、次第がどうのふう  
な状態になってあるか、と  
いうことを調査或



は又意見等を聞きに参った訣であり  
 ますが、ただ行きました所あらゆる  
 面が漠然として、そして本市の理  
 向題に対して、どれだけのその「ゆ  
 る免許取得」についての明るい見通し  
 と「うのか、全然感じられなかつた訣  
 であります。当日の主体としましては、  
 あくまでも11月に是非「ゆゆる」水  
 道公社の意向する所の処理場の敷  
 敷地の問題と「うことに話しが修訂  
 されまして、結構我々の意向する  
 所にそう云った全面的な免許取  
 得と「う面についての折衝と「う所  
 まではどうしても踏み入れることの  
 出来ないような状態でござりました。  
 明けまして1月の17日に行政府にい  
 きまして、当日は確か助役、関係  
 課長、私々名だつたと覚えておりま  
 す。それで当初12日に行きました場  
 合に直野湾市の理直が許可になら  
 ないものは「ゆゆる」申請書の予備で  
 あると、即ち都計上からの検討も必  
 要であるしかつ又資金の裏付けが  
 全然ないと「うのか「ゆゆる」免許  
 の交付されな「最大の理由である  
 それで都計上の問題とは何かと、こ  
 れは、今後検討する必要があるかと  
 と「うふうな意見もござりましたの  
 で、当日は早速都計課長並かに免

特別委員  
試問(議員)

許「わゆる埋立内題の免許の「わゆる  
 主管課であります所の港湾係長、両方  
 がお合「した訳であります。そのお合「  
 した印象からしまして、去った12月  
 の定例会において、市長が本年一  
 村に免許交付される見通しがある  
 人だと「ったような言葉は私、丁度  
 12月に行った場合は何ら根拠の  
 な「放言であつたと「うふうな印象  
 を受けたのでありますか、11月の「わ  
 ゆる話し合「によりまして、市長のそ  
 う云つた答弁は、何等根拠のな「も  
 のではなかつたと「うことを初めて  
 知つた訳であります。「わゆる港湾  
 係としましては、当該埋立内題は  
 当然直野湾市と「う一つの地方自  
 治体がするものであれば「う云つた  
 ような細部にわたる、「わゆる資金  
 計画と「うものは入らな「んだとき  
 れで私としては、そう云つたノ件書  
 類を許可すべく上司の方に提出し  
 たんだけれど「も上司の方で「それを  
 けられたと「うことが「はつきりした訳  
 であります。読まして都計課長の  
 方にお合「しまして、直野湾市の埋  
 立内題の免許のありな「ことは、「わ  
 ゆる都計上の諸内題があつて貴方  
 の方でも相当ブレイキになつてある  
 人ださうだが、一「体どう「うことかと



特別委員  
 (試問議員)

〴〵こととを聞きましたら、別にそう  
 云ったことはないと〴〵お話しして、その  
 〴〵ゆる全体を隠合しました場合に  
 に非常に奇異の念をいだきまして  
 私帰って来た訳でありますか、その  
 後事態は変化いたしました。先程、  
 当局の方から問題を提示された訳  
 であります。そう云ったいきさつから  
 しまして、次の〴〵ゆる委員会が取り  
 扱いました所の先程の助致から説  
 明がありました語内に対して、委員  
 会としての意見をまとめてございま  
 すので、あつてその意見の方を所呈表  
 せし上げたいと思ひます。以上この  
 意見書を作る又その問題がでたか  
 った以前の報告のあらましてございま  
 ます。

その中、早速意見書のいきさつについ  
 て、あらかた所説明をせし上げます。  
 この意見書の私の説明の不備の所は、  
 報告の後に皆様方の所質疑にお答  
 えしたいと思ひますので、左様所諒  
 承お願ひ致します。去つた2月の3日  
 でございしますが、先程の助致からも  
 説明がございしましたように我々とし  
 ては、当然当初の〴〵ゆる免許申請  
 にあるような即ち全体として600,000坪  
 と〴〵こととありますけれどもその中に  
 政府の取得した35,000坪と〴〵の、か

特別委員  
 (武田議員)

二〇〇〇年です。突貫は落ちる款であり  
 ますけれども、そういつた当初の申請  
 通りの「わゆる」免許を降ろしてくれ  
 と「うのが、あくまでも主体でありま  
 すけれども、先程の説明にもありまし  
 たように「わゆる」直野湾市の財力や  
 の能力と「うことに依りての免許をす  
 ると、そして事後の分野については、そ  
 の「わゆる」工事の進捗、或は又その  
 財源の問題によって、逐次許可  
 して「くんだ」と「う行政主体のこの承諾  
 してあります。又先程申し忘れました  
 たけれども、政府が全面的な免許  
 を与える「理由」と「うものは、「わゆる」  
 過去において那覇市が取得した  
 所の公有水面の埋立の免許即ち  
 当初で免許を取得して、なかなか  
 水が「わゆる」政府の意向するよう  
 な方向には、全然どうにもならず  
 行政としての「わゆる」コントロールが  
 出来なくなつてしまつたと云つた所に  
 一つの直野湾市に全面的許可はし  
 ない。「わゆる」理由もその辺にあるよ  
 うで「うです。それでこの度の直野  
 湾市の場合にあきましても当初は、  
 色々第一工区が「う」と云つたよう  
 な話してあつた款でありますけれども  
 この第一工区と限られた、しかも小面積  
 だ」と「うことになつた場合は、自らコスト



高にありかつ又 ややも可成は 本市の  
 意図する所の 11 町ゆる討画 というも  
 のが、将来において、非常に阻害され  
 るんじゃないかと云ったような懸念  
 をいだきまして、委員会としても極力  
 この全面的な問題 ということをあ  
 りし進めた 款でありますけれども、やは  
 り 11 町ゆる 事態として 政府としても、  
 そう 11 町ゆる 見解に立ちまして、それじゃ、  
 11 町ゆる 2 区を一応許可しようと  
 11 町ゆる なる方針からしまして、しかも  
 又 権威ある 副主席の 11 町ゆる承認  
 ということではありますれば、我々とし  
 てはこれ以上 事態を延々すること  
 自体が 結果的には、本市の 理直な問  
 題というものに対して、悪影響を及ぼ  
 すんじゃないかと、11 町ゆる 免許を授  
 けた部分を速かに 工事施行すること  
 によって、逐次 免許を交付されるも  
 のではあります、本市の 我々の意図した所  
 の 全面 ということと、何らかわりはな  
 くないかと、それを 具体的に申  
 すならば、11 町ゆる 2 階を造ろうと  
 11 町ゆる 段階において、当初は 一応  
 一階 ~~だけ~~ だけ 11 町ゆる 1 階と  
 その一階 というのも 当初から 全体と  
 11 町ゆる 2 階だと 11 町ゆる 2 階に立つた  
 らば、問題は 解決されるんじゃない  
 かと云ったような 論法から致しまして、

特別委員  
 (武内謙)

先ず第二工区の免許を取得し、これを  
 着工することによって、今後の彦野湾  
 市の埋立問題が進展するんじゃないや  
 いかと、何うような見解から致しまし  
 て、そして中には最初の計画通り  
 全面的な問題を取っくむべきで  
 あって、そう云った部分的な免許取  
 得することはいかんと云ったような意  
 見もございましたが、やはり先程申  
 しましたようなお方に立つならば、  
 可べからくこの免許を取得して、1日  
 も早くそう云った問題に着工すること  
 自体が、この進展に大きく寄与す  
 るんだと、又最悪を案じましても、只  
 最初から、いわゆる全体だと、何と  
 押し進めることによって、それが  
 無にきした場合は、我々は、一鬼を  
 追うのと一緒であると、いわゆる2鬼  
 を追うものは、一鬼を得ずと、何うよ  
 うな格言にもありますように、一応取  
 るべきものは取ったと、そして事後に  
 おいて、最悪の事態が発生しても、そ  
 れだけを、いわゆる着工することによ  
 って、我々は、それだけの実質が残るん  
 じゃないかと云ったような、又お方に  
 も自ら生じて来ると、思えます。以上  
 が、本意見書を提出するまでのいき  
 さつでござります。外にお申しした  
 いような疑義な点がござりました。



らその都度お答えしたいと思っております。  
以上でござります。

議長 以上もちまして、特別委員長の中間報告を終ります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします(2時40分)

議長 再開いたします(2時52分)

8番 御質問いたします。実は私も特別委員会の中でござりますが、特別委員会に付託された即ち埋之内題についてというだけで、非常に漠然とされております。そこで審議の途中は条件であるのか、どうであるのか、非常に曖昧がござりまして、いわゆる協議であるのか、条件であるのか、合いませんでしたので、ついでに質疑を行うことも出来ませんでしたので、本会議で1〜2頁お伺いしたいと思います。市当局の計画をなされた埋之内用地は総面積約400,000〜450,000坪とされておりますが、この450,000坪を1日も早く埋めることにより、我が近野湾市の繁栄即ち、450,000坪を埋めることにより、周

田の田んぼがいき又その一号線とのその空間の中を築き市の繁栄することは私は明らかじゃないかと思えます。そこでこの450,000坪を1日も早く埋めるのが目的じゃないかと思えますが、当局はどうお考えですか。

助 該 その目的にねらうについては、別に異存はない訳であります。

8 番 では、そういう観念から立上りまして、私といたしましても一挙に450,000坪を免許を取得した方が後1〜2ヶ月位、その現在第二工区だけを免許を取得して、工事専念するよりは、この全面積を免許取得に力を入れた方がかえって、450,000坪は一挙に早くして経費を節減して出来ると思うんですが、当局としては、どういうお考えですか。

助 該 今回の説は、1、2工区だけ免許を取った場合には、3、4工区の免許は放棄したように印象を受けざるを得ない訳でありますけれども、そういう意味じゃない訳であります。そういう意味じゃなくして、ずつと折衝の経過から、皆さん方には御説明申し上げ



げましたように一先に免許を交付しな  
 いという理由は、特別委員長の説明  
 にもありましたし、又私も説明したと  
 あり、政府が全面的に現在交付し  
 ないという理由は、もうくり返して説  
 明するまでもなく、そういう見解を  
 しておりますので、現在の所、全面的  
 な免許獲得は近い将来に於ては、  
 望みがないという款でありますので、  
 そのためには、それを折衝していくため  
 にも一応、人の工区だけは獲得し  
 ておいて、そして交付率について、全面  
 的に施行するように何時でも仕事  
 の作業としては、進めて行きて、そ  
 して、仕事を着手して後に、そして又見  
 通しがついた時に、その工区の免許  
 獲得も申請出来るし、それに又政府  
 に対するミツチの取るべき態度い  
 ないかと、このふうに見える款で  
 あります。

8番 くり返して申し上げますが、私は全  
 体的には、未だは捨ててないというこ  
 とは、はっきりさせてあるのでも、ま  
 すが、全体的に埋めるには、その  
 早くできる方法は、今市等  
 局が進めてある状態、即ち逐次的  
 に免許を取つた方が全面的には早  
 く施行できると思ふので、その

とも一挙に免許を取った方が全面的の埋立完了は早くできると思うのかその二つのうちどっちが早く思っておりますか。

助 議 二ヶは今の所どっちとも云々白々と思っておりますが、それについては何も全然承えていな款ではございませんで、一応この埋立については市と共に協力してこの埋立をもっともい埋立をする関係者ともっとつっ返んだ話し合ひをしたため今見積りを取ろうと、その準備を進めておりました。だから二ヶが必ずしもノエ区、二エ区だけが取ったためにこの作業が出来ないという事でもありませんし、二ヶも進めながら、二エ区の免許も取っておいて、今あつしやるような準備もど人ど人進めていけば款であります。二ヶが確実に4エ区まで一気にもっともい条件で出する業者が二ヶは二ヶとすぐ一緒になりました。又残った免許の獲得に全力を注ぐべきだという様な考えを持っていな款であります。

講 長 暫く休憩いたします(2時59分)



議長 両内「下します(3時31分)  
本諮内案につきましては、休憩中に  
15分に審議されておりますので、  
一応質疑を終りた」と思いますが  
即異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 即異議ありませんので、質疑を終  
り討論に入ります。

(討論省略と呼ぶ)

議長 討論につきましても省略したと思  
いますが、即異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 即異議ありませんので、よって採決  
に入ります。

議長 諮内第1号 埋立内題(第1、2工区  
免許取得)について採決に付し  
ます。

議長 委員会の意見書案通り可として答申  
することに即異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので全会一致で  
委員会の意見書等通り可として答申  
することに決定いたします。

議長 休憩いたします (3時30分)

議長 再開いたします (3時48分)  
以上もちまして、日程が全部終了ま  
した。これで第41回直野湾市議  
会臨時会を閉ずることに致します。  
慎重に所審議して頂きまして誠に  
ありがとうございました。これをもち  
て閉会いたします。

閉会 (3時50分)



上記会議録の以初は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1967年3月ノ日

宜野湾市社会長古坂蔵清次郎

書記署名議員比島盛栄

書記署名議員武志行男

